

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 住所
（所在地）
氏名
（団体名及び代表者氏名）

御嵩町有害鳥獣被害防止対策補助金交付申請書

御嵩町有害鳥獣被害防止対策補助金交付要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり裏面の誓約事項を遵守します。

記

対象事業

 有害鳥獣被害防止施設設置事業

設置場所	延長(m)	補助対象経費(円)	申請額
			円
合 計			

 有害鳥獣捕獲施設整備事業

設置場所	補助対象経費(円)	申請額
		円
合 計		

添付書類

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 購入費用に係る見積書の写し
- (3) 土地所有者の同意書
- (4) その他町長が必要と認める書類

誓約事項

【共通事項】

- 御嵩町補助金交付規則及び御嵩町有害鳥獣被害防止対策補助金交付要綱の規定を遵守します。
- 御嵩町補助金交付規則及び御嵩町有害鳥獣被害防止対策補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の交付決定の取消しや、補助金を返還します。

【鳥獣被害防止施設設置事業】

- 補助金の交付を受けた被害防止施設については、事業の目的に従って使用及び管理し、補助金の交付を受けてから5年間は、譲渡、交換、貸付又は担保に供しません。
- 被害防止施設を設置した農地に関して、設置から5年間は荒廃地とならないよう適正に管理します。また、その後においても、荒廃地とならないよう引き続き農地の適正管理に努めます。

【鳥獣捕獲施設設置事業】

- 補助金の交付を受けた鳥獣捕獲施設については、事業の目的に従って使用及び管理し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。）第9条に規定する許可を町長から受けている者への貸付を除き、補助金の交付を受けてから5年間は、譲渡、交換、貸付又は担保に供しません。